

埼 運 総 第 8 9 号
令 和 5 年 3 月 2 2 日

一般社団法人
埼玉県トラック協会 会長 殿

関東運輸局埼玉運輸支局長
(公印省略)

令和5年春の全国交通安全運動の実施について

標記について、「令和5年春の全国交通安全運動推進要綱」（令和5年2月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）、並びに「令和5年春の全国交通安全運動の実施について」（令和5年3月13日関総安第96号の2）に基づき、当支局として別添のとおり実施細目を定めたので、貴協会におかれましても本運動の趣旨を十分認識されるとともに、傘下会員に対して効果的な交通安全運動の推進を図られるよう周知徹底方よろしくお願いいたします。